

# 日本建設業連合会は、 技能労働者処遇改善に向けて推進要綱を定めました

## 建設業再生のラストチャンス、四つの困難、八つの手立て

日本建設業連合会は、七月十八日の理事会において、左記を内容とする「労務賃金改善等推進要綱」を決定しました。これは、本年度の公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられたチャンスをとらえて、労務単価引き上げを賃金水準の向上に確実につなげるための措置を実施するとともに、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取組みを推進するものです。

しかし、この取り組みには難しさが伴います。一つは労務賃金上昇の結果を必ず出さなければならない状況にあり、そのためには全建設業者の取り組みが必要で、日建連はその牽引力を求められていることです。第二は一次以下の下請によって決められる労賃を上昇させる、その社会的責任を負うことになり、「元請には容易に手が届かない」という言い訳が通用しないことです。第三は「買うものは安く」というビジネスの基本が封じられ、ビジネスモデルの転換を余儀なくされることです。第四は労賃相場が民間工事にも波及することから、民間発注者の

ご理解が不可欠だということです。

この四点の困難さを承知の上で、今が「建設業再生のラストチャンス」であり、そのために業界をあげて「技能労働者の処遇の改善を実現する」との決断をし、そのための具体策を要綱としてまとめました。

要綱は八項目の取組項目で構成され、①適切な労務賃金の支払いの要請②労務賃金の状況調査の実施③社会保険等加入促進④適正な受注活動の徹底⑤民間工事における取組み⑥重層下請構造の改善⑦技能労働者の処遇改善の総合的な取組み⑧関係方面（下請企業、官民発注者、公共工事発注者、行政庁）への要請——となっています。

この中で、特に①の労務賃金支払いの要請では別途に「実施要領」を定めています。また、②の状況調査では、汎用職種の十八職種について適正な賃金の支払及び社会保険等の加入状況を調査することとしています。

## 労務賃金改善等推進要綱

平成二十五年七月十八日  
（一社）日本建設業連合会

わが国の建設業は、多年にわたり建設需要が縮小する中で、安値競争を余儀なくされ、元請企業も下請企業もスリム化とリスク分散を強いられたことから、下請構造の重層化と技能労働者の処遇の低下が進行し、特に賃金水準の著しい低下は、新規入職者の減少と技能労働者の高齢化を招いており、技能労働者の枯渇から建設業の存立が危ぶまれる事態に立ち至っている。

日建連は、こうした危機感から、平成二十一年五月以来、技能労働者の確保、育成に向けてその処遇改善に取り組んできたが、折しもリーマンショックによる景気の悪化、国内産業の空洞化による設備投資の激減、民主党政権下での公共事業費の急激な切り下げなどの経営環境の急激な悪化に阻まれ、十分な成果は得られていない現状にある。

一方で、東日本大震災の復旧、復興事

業を契機に一部で労務賃金が急上昇するという新たな局面を迎え、国土交通省は平成二十五年度の公共工事設計労務単価の大幅な引上げを実施したが、この措置を労務費の高騰に苦しむ元請企業や下請企業の救済策とのみ安易に受け止めてはならない。大震災に伴う労賃の上昇と公共工事設計労務単価の引上げは、技能労働者の処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す、建設業再生のラストチャンスと捉え、これを契機に業界あげて技能労働者の処遇の改善を実現し、定着させねばならない。

このため日建連としては、下記のとおり、労務賃金の改善を下請企業に要請する措置を実施するとともに、改めて重層下請構造の改善を含め、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取組みの推進を決意し、併せて関係方面への要請をとりまとめた。

もとより、労務賃金の額は、技能労働者を雇用する下請業者がその責任において決定すべきものであり、実際の労務賃金は、元請企業とは契約関係のない下請業者から支払われるのが常態であって、元請企業には容易に手の届かないものであるが、元請企業としても可能な限りの手立てを尽くす努力が必要である。

なお、建設業の技能労働者の賃金水準は全産業平均を二割以上も下回る異常な状況にあり、今回の公共工事設計労務単価のような一五％程度の労務賃金の改善では、いまだ他産業に及ばない。建設業における技能労働者が誇りと希望をもって国民の資産の形成と保全に貢献できるようになるには、更なる処遇の改善と充実が不可欠であり、今後とも弛まぬ努力を続けることが建設企業の使命である。

記

第1 適切な労務賃金の支払いの要請

日建連会員企業は、公共工事設計労務単価が適用される公共工事（以下「本件対象工事」という。）について、次の措置を行うものとする。

- ① 一次下請への見積り依頼時に公共工事設計労務単価を交付し、その引上げの趣旨にかなう適切な契約を締結する。
- ② 技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、一次下請に要請する。
- また、直接の契約関係がない二次以下の下請企業に対しても、一次下請等を介して、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。
- ③ 上記①及び②の取組みの具体的な

実施方法として、別紙1のとおり実施要領を定める。

第2 労務賃金の状況調査の実施

日建連会員企業は、技能労働者の賃金水準の改善状況を把握するため、平成二十五年度及び二十六年度における本件対象工事について定期的に労務賃金の状況等の調査を行うものとし、その具体的な実施方法として、別紙2のとおり実施要領を定める。

第3 社会保険等加入促進

平成二十五年度の公共工事設計労務単価の引上げは、社会保険料等の個人負担分を含むものであり、適切な労務賃金の支払いの要請と合せて、「日建連社会保険加入促進計画」（平成二十四年四月）に則り、社会保険等への加入を確保するための対応を行うものとする。

第4 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業は、近年における厳しい受注環境の下での低価格受注の多発が今日のような労務賃金の著しい低下を招いた一因であることを真摯に受け止め、平成二十五年四月二十五日付理事会決議の趣旨を踏まえ適正な受注活動に徹するものとする。

第5 民間工事における取組み

上記1の取組みは、公共工事設計労務単価が適用される公共工事について実施するものであるが、労務賃金の水準は、当然ながらそれ以外の公共工事や民間工事にも波及するものであり、これらの工事についても適切な水準の労務賃金を確保する取組みが不可避となる。そのため、特に民間工事の発注者に対して適切な理解と協力をお願いする取組みを行う必要がある。

第6 重層下請構造の改善

建設工事における重層下請構造は、分業形態として合理的な面はあるものの、近年、受注環境の悪化と先行きの不安から更に重層化が進行し、技能労働者の処遇の低下を招いたことも否定できない。重層下請構造の改善は、もとより専門工事業界の取組みに負うところが大きい。日建連会員企業としても、改めて重層下請構造の改善に取り組むこととし、工事種別や職種別に改善の必要性と可能性を検証し、五年後を目標に可能な分野で原則二次まで（設備工事は三次まで）の実現を目指す。

第7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み

日建連は、去る平成二十一年五月に「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を行い、賃金の改善をはじめ六項目の処遇改善策を会員企業の取組みの指

針としてきたが、更に労務賃金の改善と社会保険等加入促進の取組みを含めて同提言の充実を図り、総合的な取組みを進めるものとする。

もとより、わが国の建設業における技能労働者の処遇改善は、建設業界の努力のみならず、行政や官民の発注者、更に国民の理解が欠かせない困難な課題であり、十分な成果を得るには多くの日時が必要である。このため、今後の進展状況や諸情勢の変化に応じ、上記1の措置の見直しや、上記2の調査の延長を含め、現実的で合理的な取組みを進めたい。

第8 関係方面への要請

① 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な発展に欠かせない取組みであり、日建連会員企業はもとより、全ての元請企業と下請企業に対し適切な理解と積極的な取組みを要請する。

特に、重層下請構造の改善については、専門工事業界における業界構造と企業体

質の改善が求められるので、元請企業においては真摯に取り組む下請企業への配慮を要請する。

- ② 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な生産力を維持し、将来ともに国民に良質な資産を提供するために欠かせない取組みであり、官民の建設工事の発注者には、適切な発注金額や適切な工期の設定など、ご理解とご協力を要請する。
- ③ 国、地方公共団体、独立行政法人等の公共工事の発注者には、技能労働者の処遇改善を念頭に置き、低価格受注の防止に資する入札契約システムの整備や、より根本的には公共事業の平準化を要請する。
- ④ 国土交通省などの建設業の健全な発展を所管する行政庁には、技能労働者の確保、育成や、重層下請構造の改善などに関し、全ての建設業者に対する積極的なご指導がなされるよう要請する。

\*なお、別紙1および別紙2の内容については、日建連ホームページに掲載しています。ホームページアドレス・<http://www.nikken.com/>